

食の安全安心レポート

「千葉県食品表示ウォッチャー」が活動しています。

県は、JAS法^(注)による食品表示がより適正に行われるよう、県民の皆様から公募・選定した方々を「千葉県食品表示ウォッチャー」に委嘱し、県下全域に配置し、平成16年9月1日から食品表示のモニターなどの活動をしています。

県は、ウォッチャーと連携して、一層の食品表示の適正化を図ります。

(注) JAS法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）

●「千葉県食品表示ウォッチャー」とは…

JAS法による食品表示が適正に行われるように、日常の買い物などの時に、食品の品質表示の状況をモニターしたり、不適正な表示を発見した場合に、県に情報提供していただく方々のことです。

●ウォッチャーの目的は…

JAS法に基づく食品表示の適正化のため、消費者を中心に日常生活の中で食品表示を監視する「千葉県食品表示ウォッチャー」を設置し、食品表示の監視体制の強化を図るものです。

●ウォッチャーの活動内容は…

(1) 品質表示状況のモニター

食品表示の状況を日常的にモニターし、その状況を定期的（3ヶ月に1回程度）に県へ報告していただきます。

(2) 不適正な食品表示についての情報提供

不適正な食品表示に関する情報を入手した場合には、速やかに、県に情報提供していただきます。

問い合わせ先 千葉県農林水産部安全農業推進課の安心推進室 食品表示ウォッチャー担当 〒260-8667千葉県中央区市場町1番1号 TEL:043-223-3082 (直通)

食品の表示は、食品衛生法やJAS法、健康増進法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法などいくつもの法律により、表示する内容等が規定されています。

食品の表示についての問い合わせや相談等を、下記の機関で応じています。

食品の表示についての相談窓口は

■食品衛生に係わる表示に関する相談

表示内容 名称、使用添加物、保存方法、消費期限、賞味期限、製造者氏名、製造所所在地、アレルギー物質等

相談窓口 千葉県健康福祉部衛生指導課 TEL.043-223-2626 FAX.043-227-2713
食品衛生県民ダイヤル TEL.043-221-6000

その他、県内各健康福祉センター（保健所）健康生活支援課でも応じています。

■食品品質表示に関する相談

表示内容 生鮮食品；名称、原産地等
加工食品；名称、原材料名、原料原産地、賞味期限等
その他；遺伝子組換え食品、有機農産物等

相談窓口 食品表示110番フリーダイヤル 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（本部） TEL.0120-481-239
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（本部横浜事務所） TEL.045-201-7433 FAX.045-201-7435
関東農政局千葉農政事務所表示・規格課 TEL.043-224-5613 FAX.043-221-0016
千葉県農林水産部安全農業推進課 TEL.043-223-3082 FAX.043-201-2623

その他、県内各農林振興センター企画調整室でも応じています。

■食品等に係わる誇大な広告・偽の表示に関する相談

表示内容 販売する商品の誇大な宣伝、広告、偽の表示

相談窓口 千葉県環境生活部県民生活課 TEL.043-223-2292 FAX.043-201-2613

■食品等の量目表示に関する相談

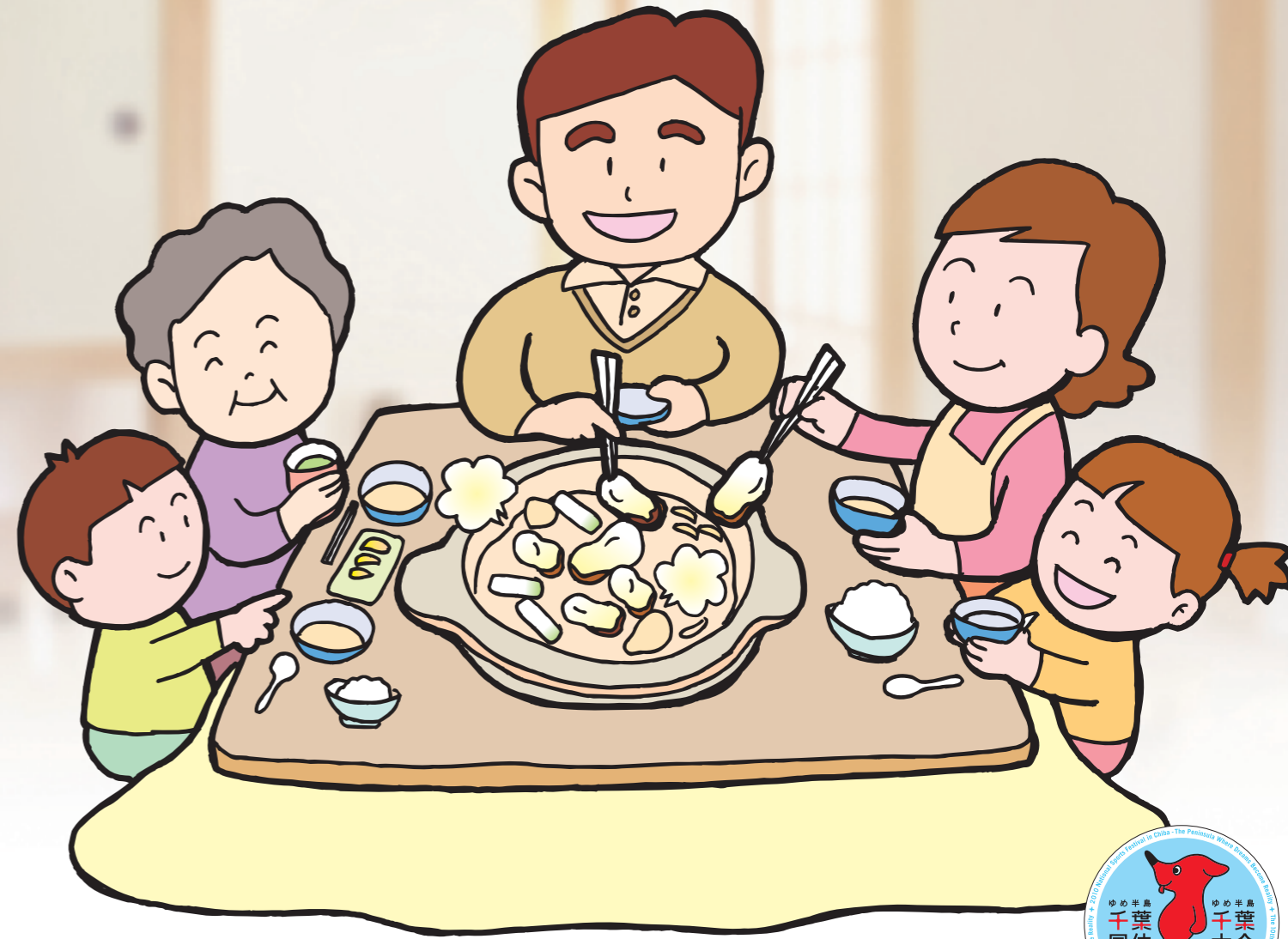
表示内容 販売する商品の内容量等

相談窓口 千葉県計量検定所 TEL.043-251-7209 FAX.043-253-8667

特集 食中毒

気を付けよう！冬でも起こる食中毒。

ノロウイルスによる胃腸炎にご注意！
ふぐによる食中毒にもご用心！



千葉県

